

# 港区防災街づくり整備指針（素案）概要版

根拠：「港区防災対策基本条例」第9条第2項に基づき策定  
 策定の経緯：阪神・淡路大震災を契機に平成10（1998）年に先駆的に策定、その後、東日本大震災後の平成25（2013）年に策定

## 第1章 防災街づくり整備指針の基本事項

本編（素案）：P7～9

### 指針の概要

災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針

災害に強い街づくりの実現に向けて、基本理念、方針等の方向性、施策（地区別を含む）を示します。

### 対象期間

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度までの10年間

### 指針の対象

- I 主にハードの側面からの防災街づくり
- II 災害発生前の予防段階での防災街づくり

## 第2章 防災街づくりに関わる現状と課題

本編（素案）：P10～55

### 社会情勢の変化

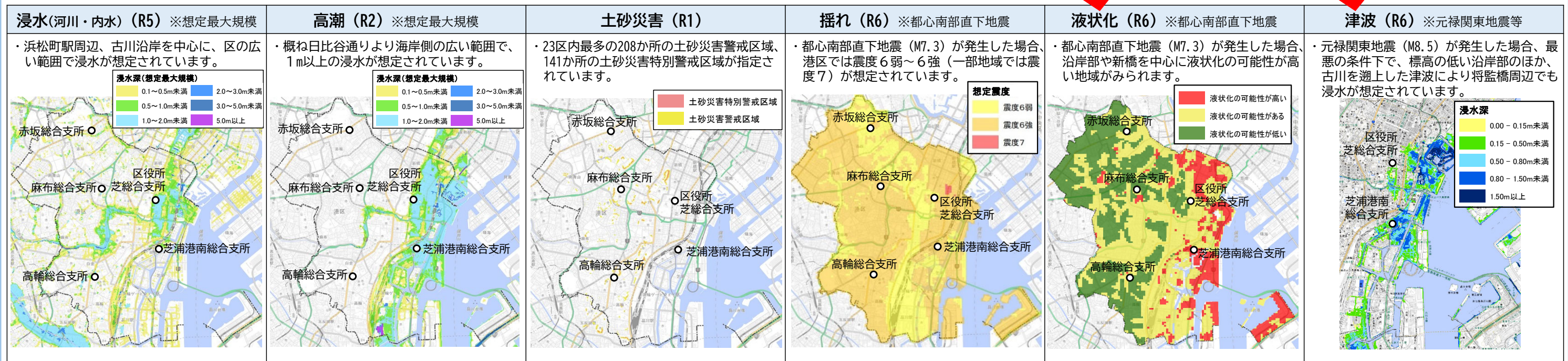
本編（素案）：P10～21

- ① 人口（今後も夜間・昼間人口が増加）
- ② 頻発化・激甚化する自然災害
- ③ ゼロカーボンシティの実現に向けた動き
- ④ 街づくりの進展、街づくりに対するニーズの変化
- ⑤ アフターコロナのまちづくりとライフスタイルの多様化
- ⑥ SDGs（持続可能な開発目標）への対応
- ⑦ 先端技術の活用
- ⑧ 災害関連の法令等の改正等
- ⑨ 港区のハザードマップの改定等

### 災害の危険性

本編（素案）：P22～33

※本指針で対象とする災害は、港区内で想定されている下記6種の災害（）内はハザードマップ公表年度



### 防災街づくりにおける主な弱み（課題）・強み

本編（素案）：P44～55

- 耐震性の低い建物・ブロック塀や細街路が残っています。
- 区の広い範囲で浸水が想定され、地下空間も多いですが、浸水対策の実施率が低くなっています。また、23区内最多の土砂災害警戒区域等が指定されています。
- 大地震発生時には多くの帰宅困難者が発生し、混乱が発生する危険性があります。また、高層建物では、エレベーターの停止等の特有の被害が発生するおそれがあります。

- 弱み① 地震による道路閉塞、建物倒壊、がけ崩れ等の危険性
- 弱み② 激甚化する水害による浸水被害や土砂災害の危険性
- 弱み③ ヒトやモノが多く集積することによる被害拡大

- 区内では、都市基盤の整備（道路整備、無電柱化等）が進んでいます。また、多くの区民が、倒壊のおそれがほとんどないとされるマンションに居住しています。
- 地震に関する地域危険度は多くの町丁目で5段階中最も低い「1」です。また、浸水想定区域周辺には多くの中高層建物があり垂直避難が可能です。
- 特定都市再生緊急整備地域内をはじめ、民間においても避難スペースや備蓄、自家発電の確保等により、災害時でも都市機能を維持・継続する取り組みを行っています。

- 強み① 災害に強い基盤や建物の整備が進んでいる
- 強み② 東京23区内のなかでも災害に強い
- 強み③ 多様な施設や企業と連携した防災力強化が期待できる

「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりへ 本編（素案）：P56

- 「マイナスをゼロに近づける」だけでなく、港区ならではの**プラスの資源（強み）**を活かした防災街づくりを展開します。

ハードの強化を通して弱みを低減する街づくり

↓

強みを活かす街づくり

防災街づくりを加速させる新たな社会ニーズ 本編（素案）：P58

- 防災だけではなく、脱炭素、持続可能性等の**新たな社会ニーズ**を盛り込み、防災の守備範囲を広げ、防災街づくりを加速させます。

持続可能な街づくり 脱炭素街づくり

DXを活用する街づくり エリアマネジメント

新たな生活様式

安全につながる防災資源の充実と地域への貢献 本編（素案）：P56～57

- 普段の日常生活や建物の更新時等に、安全につながる防災資源をできるだけ充実させることが重要です。
- さらに、これらの防災資源が地域に貢献されることで、災害時でも自立し、回復力の高い街の実現を目指します。

災害に強い道・広場・建物等

安全な場所 情報

つながり 生活必需品

防災資源のイメージ

例：建物の更新による周辺地域の危険度の低下

電気の提供

物資の提供 空きスペースの提供

第4章 防災街づくりの基本理念 本編（素案）：P59

**みんなでつくろう！災害を乗り越えることができるまち、港区**

- 港区は、多くの区民の生活の場であるとともに、首都東京の中核機能の一翼を担います。
- そのために、区民等の生命・財産を守る防災対策は着実に進めながら、災害時でも支え合いながら誰もが自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まちを形成していきます。

第7章 防災街づくりの進め方 本編（素案）：P120～123

- 本指針に基づき、災害に強い街を実現するためには、区、区民、事業者の三者が相互に連携・協力して役割を担い、取組を進めることが求められます。

防災街づくりの基本方針 本編（素案）：P60

基本方針1 被害を軽減し、区民等の生命・財産を守ることで、住み続けられる**強い街**を形成

基本方針2 災害後も都市活動を継続・早期復旧できる**回復力のある街**を形成

基本方針3 **街や建物の更新**を契機とした防災力の高い街を形成

防災街づくりの施策 本編（素案）：P61～75

|       | 施策の分類                 | 主な新規の具体的施策  |
|-------|-----------------------|-------------|
| 地震対策  | ①道路機能の確保              | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ②延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備 | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ③建築物の耐震化・不燃化          | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ④高層建築物等の防災対策          | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ⑤在宅避難の促進              | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ⑥帰宅困難者対策              | 方針2 方針3     |
| 風水害対策 | ①堤防・防潮堤・下水道施設等の整備     | 方針1         |
|       | ②雨水浸透・貯留施設設置等の推進      | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ③浸水対策                 | 方針1 方針2 方針3 |
| 共通    | ①がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保     | 方針1 方針3     |
|       | ②施設・エリアの機能維持          | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ③避難関連施設の安全確保・機能維持     | 方針1 方針2 方針3 |
|       | ④共助の推進                | 方針2 方針3     |
|       | ⑤災害時の情報収集・提供          | 方針1 方針2 方針3 |

・耐震化助成対象の拡大  
※昭和56（1981）年基準以前から、平成12（2000）年基準以前へ拡大

・一時滞在施設情報確認の仕組みづくり

・グリーンインフラ整備の促進

・EV（電気自動車）の災害時活用

・事業者間が連携した取組の促進

第6章 防災街づくりの地区別構想 本編（素案）：P76～119

- 5地区、10の周辺地区ごとに課題、強みを抽出したうえで、目標と施策を示します。

地区別構想における4種の地図

- ①周辺地区の概要（土地利用・人口+防災街づくりの強み）
- ②地震・津波に関する課題（災害の危険性（地震系）+都市の弱み（細街路等））
- ③水害に関する課題（災害の危険性（水害）+都市の弱み（地下等））
- ④地区の目標と施策（施策+防災街づくりの強み+災害の危険性（概要））

第8章 津波・液状化シミュレーション結果 本編（素案）：P124～129

- 平成25（2013）年3月の前回シミュレーション以降の中央防災会議や東京都の動きや新たな知見を踏まえ、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波・液状化シミュレーションを実施しました。